

九州大学西新プラザ使用料金規程

令和 8 年度九大規程第 号
制 定：令和 8 年 1 月 日

九州大学西新プラザ使用料金規程(平成 16 年度九大規程第 71 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 九州大学西新プラザ規則（令和 8 年度九大規則第 号。以下「規則」という。）第 11 条に基づく西新プラザ（以下「プラザ」という。）の施設の使用料については、この規程の定めるところによる。

(会議室等の使用料及び徴収方法)

第 2 条 プラザの施設のうち会議室、多目的室、和室、展示コーナー、オフィス、産学交流室、資料室（以下「会議室等」という。）の使用料は、別表 1 に定める額とする。

2 会議室等の使用料は、所定の期日までに、経費の振替、九州大学が指定する口座への振込、現金又は電子決済により支払わなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰することができない事由により使用できない場合にあっては、この限りでない。

(宿泊室の使用料、キャンセル料及び徴収方法)

第 3 条 プラザの施設のうち宿泊室の使用料は、別表 2 に定める額とする。

2 使用者の申出により宿泊室の一部若しくは全部の使用取消しを行った場合、又は使用日までに使用取消しの連絡が無い場合は、別表 3 に定めるキャンセル料を徴収するものとする。ただし、天災その他使用者の責に帰することができない事由による場合にあっては、この限りでない。

3 宿泊室の使用料及びキャンセル料は、所定の期日までに、九州大学が指定する口座への振込、現金又は電子決済により支払わなければならない。

附 則

この規程は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。 (予定)

別表1 (第2条第1項関係)

1. 1時間あたりの使用料

(消費税込み)

区分	金額 (1時間未満は1時間に切上げ)
大会議室A	4,800円
大会議室A, B	8,900円
中会議室	2,800円
小会議室	1,200円
多目的室	1,700円
和室	1,500円
展示コーナー	3,300円
オフィスA	860円
オフィスB	1,100円
産学交流室	1,500円
資料室1	1,500円
資料室2	520円
資料室3	520円

2. 1か月あたりの使用料

(消費税込み)

区分	金額 (1か月未満は1か月に切上げ)
オフィスA	62,000円
オフィスB	74,000円
産学交流室	施設使用料 91,000円
	光熱水料 メーター計測により算出した額
資料室1	施設使用料 91,000円
	光熱水料 メーター計測により算出した額
資料室2	施設使用料 32,000円
	光熱水料 メーター計測により算出した額
資料室3	施設使用料 32,000円
	光熱水料 メーター計測により算出した額

別表2 (第3条第1項関係)

(消費税込み)

区分	使用料(1人1泊あたり)

		短期（1泊～6泊）	長期（7泊以上）（※）
宿泊室A及び宿泊室B	1人利用	6,800円	3,000円
	2人利用	4,500円	2,800円
宿泊室C及び宿泊室D	1人利用	5,800円	2,900円

備考

（※）長期（7泊以上）の宿泊の場合、タオル及び浴衣の提供を行わない。

別表3（第3条第2項関係）

宿泊取消しの申出日	キャンセル料
宿泊日の14日前から2日前まで	使用料の50%
宿泊日の前日	使用料の80%
宿泊当日又は連絡無し	使用料の100%